

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 北海道

(氏 名) A

上記被審人に対する平成23年度(判)第26号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、金融商品取引法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金24万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年5月7日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法178条1項2号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年3月2日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別 紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法 178 条 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法 178 条 1 項 2 号に該当

被審人は、平成 13 年 1 月 21 日から平成 22 年 3 月 26 日までの間、クラウドゲート株式会社（本店所在地：東京都千代田区神田佐久間町一丁目 9 番地。以下「クラウドゲート」という。）（違反行為時の法人名 株式会社テラネット）の役員であったものであるが、クラウドゲートは、下表のとおり、有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類を提出したものであるところ、

被審人は、同発行開示書類に虚偽の記載があることを知りながら同発行開示書類の提出に関与し、同発行開示書類に基づく売出しにより、平成 19 年 2 月 28 日、被審人が所有する 100 株のクラウドゲートの株券を 12,000,000 円で売り付けたものである。

提出日	書類	虚偽記載			
		会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
平成 19 年 1 月 30 日	有価証券届出書	平成 18 年 1 月 1 日 ～平成 18 年 6 月 30 日の中間会計期間	損益計算書	経常損益が▲ 5 百万円であ るところを 48 百万円と、中間 純損益が▲12 百万円である ところを 43 百 万円と記載	・架空売上の計 上 ・売上原価の過 少計上 等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

2 法令の適用

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。） 172 条 2 項、金融商品取引法 5 条 1 項

3 課徴金の計算の基礎

旧金融商品取引法第172条2項の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく売出しにより売り付けた被審人が所有する株券等の売価額の総額の100分の2に相当する額が課徴金の額となることから、

平成19年1月30日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、

$12,000,000 \times 2 / 100 = 240,000$ 円

となる。